

「健康増進法の一部を改正する政令案等」に対する意見募集の結果について

平成 31 年 2 月 22 日
厚生労働省健康局健康課

「健康増進法の一部を改正する政令案等」について、平成 30 年 12 月 21 日（金）から平成 31 年 1 月 19 日（土）まで御意見を募集したところ、1,202 件の御意見を頂きました。お寄せいただいた御意見のうち、本件に関する御意見の概要とそれに対する考え方は次のとおりです。なお、本件に関する御意見ではなかったものについては、今後の参考とさせていただきます。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の要旨及び御意見に対する考え

通し番号	関係部分	御意見の要旨	御意見に対する考え方
(1) 健康増進法施行令の一部を改正する政令案について			
1	①特定施設	遊園地やテーマパーク、子ども・乳幼児・学童の遊ぶ施設（屋内、屋外を問わず）や、予備校、塾、習い事スクール、入浴施設、博物館、図書館等も対象に加えるべきではないか。	敷地内禁煙の対象となる施設は対象を明確にすべきとの観点から、法律の定義上、子ども等が主たる利用者であることが明確な施設のみと整理していますが、子どもが多く利用する施設について、自主的に敷地内禁煙としていただくことを妨げるものではありません。
2	①特定施設	児童心理治療施設、児童発達支援施設、乳児院、障害児入所施設等も対象とすべき。	御意見の施設は児童福祉施設に含まれるものとして対象となっています。
3	①特定施設	専修学校・各種学校、大学校等も対象とすべき。専修学校や各種学校という区分の中で第一種施設と第二種施設に分かれるのは、国民の混乱を招く。	「教育施設等」として御指摘の学校等も対象となっています。20歳未満の者が主として利用する施設を第一種施設の対象としているため、施設の性質としてこれに該当しないものは第二種施設となりますが、混乱が生じないように、今後周知を行います。
4	①特定施設	大学院も含め、全ての教育機関を敷地内禁煙とするべきである。	大学院生のみが使用する大学院を含め、教育機関の中には20歳未満の者が主として利用する施設とはいえないものもあるため、全ての教育機関を特定施設の対象とはしていません。
5	①特定施設	専ら大学院の用途に供する施設を対象外とすべきではない。	大学院生のみが使用する施設は、20歳未満の者が主として利用する施設とはいえないものであるため、対象外としています。
6	①特定施設	「専ら大学院の用途に供する施設」を特定施設とする場合は、ほかの特定施設から独立し、近接していないことを、除外の条件とすべき。	御意見も踏まえ、運用については今後詳細をお示しします。
7	①特定施設	大学において、専門学部は未成年学生が立ち入らない（20歳以上のはず）ので、大学院に準じた扱いに改めてほしい。	大学は様々な学部により構成されており、施設全体として20歳未満の者の利用が多いと想定されることから、学部単位で取扱いを異にすることとはしていません。
8	①特定施設	大学は半数以上は20才以上であり、20才未満が主ではないため特定施設施設からは除くべき。	大学は20歳未満の者が常時一定数利用するものであることから、20歳未満の者が主たる利用者となる施設として第一種施設としています。
9	①特定施設	「その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等」の「主として」については、その時々学生の構成によって第一種施設への該当性が決定されることとなるため、法的位置づけが不安定となる。	法律において「主として」と規定しているので同様の規定としているものです。
10	①特定施設	保険薬局の敷地内禁煙は、しっかりと明記して欲しい。	薬局も敷地内禁煙の対象です。
11	①特定施設	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局」については、ドラッグストア等は除外とすべき。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局は患者が主たる利用者となることから、第一種施設としています。
12	①特定施設	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）を対象から外すべき。	これらも医療提供施設であり、患者の利用する施設であることから、第一種施設としています。
13	①特定施設	精神保健福祉センター、発達障害支援センターも対象とすべき。	改正法においては、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設を特定施設の対象としていますが、御指摘の施設については、これに含まれておりません。なお、このような施設において、自主的に敷地内禁煙としていただくことを妨げるものではありません。
14	①特定施設	介護老人ホームを特定施設にすることに反対する。	介護老人保健施設及び介護医療院については、医療提供施設であるため特定施設の対象となりますが、特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどは第二種施設となります。

15	①特定施設	特定施設の対象となる施設の指定について、都道府県等への委任も必要である。	今回の改正法では、対象を明確にすべきという観点から特定施設の範囲について条例に委任せず、法律や政省令で一律に定めているところです。なお、条例において改正法以上の取組が行われることは妨げられず、各自治体において地域の実情も踏まえ独自に条例を制定し、改正法への上乗せを行うことはあり得ます。
(2) 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令案について			
①喫煙目的施設			
16	i 公衆喫煙所	拡大解釈による潜脱防止のため、公衆喫煙所の定義を「施設の全部の場所を喫煙を目的とした専用の空間とするものであること」とするべき。	改正法において喫煙目的施設の定義を「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設」と規定しているため、再度「喫煙を目的」とすることを規定する必要はないと考えています。
17	i 公衆喫煙所	「公衆喫煙所」とはどういった場所を指すのか。	屋内に設置された、広く一般に利用できるようになっている喫煙所を指します。
18	i 公衆喫煙所	公衆喫煙所を、交通機関の駅前、道路、公園などに設置するときは、特定屋外喫煙場所と同様の対策をすることを要件にするべき。	喫煙目的施設である公衆喫煙所とは屋内の公衆喫煙所であり、屋外に設置される特定屋外喫煙場所とは異なるため、同様の要件はなじまないと考えます。
19	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	スナックについて、たばこの販売をしていれば喫煙可になると分かり、安心した。地域コミュニティの場として守るべき場所である。	バー・スナックについては、たばこの販売を行っていることだけをもって必ずしも「喫煙を主目的とするバー、スナック等」に該当するものではなく、たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること、通常主食と認められる食事を主として提供していないことといった要件を満たしている場合に、喫煙目的施設に該当します。
20	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	なにをもって「喫煙を主目的」と考えるのか。	麻雀店やパチンコ店、一般的な事務所等、他の営業を主たる目的としていないものを指します。
21	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	喫煙を主目的とするバー、スナック等は、たばこ販売許可及び設備を設けて客に飲食をさせる営業であれば、面積に関係なく、喫煙目的施設として施設内で喫煙可能という理解でよいか。	面積については特段要件はありません。
22	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	喫煙を主目的にするバー・スナック等は、たばこ販売があれば喫煙目的施設とするべきである。	
23	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	そもそもバー・スナックは喫煙を主な目的とするところであり、客もそれを認識して来店している。よって、たばこの対面販売を要件とすることは不要である。	必ずしもバー・スナックは喫煙を主な目的とする場所とは言えず、望まない受動喫煙を防ぐという観点からは、当該店舗においてたばこの対面販売をしていること、また、飲食営業（通常主食と認められる食事を主として提供しているものを除く。）をしていることという要件を満たすことで、喫煙を主な目的とした施設といえると考えています。

24	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	「たばこの対面販売をしていること」とあるが、たばこ屋でなければバー・スナック等をやってもたばこを吸っていただくことはできないのか。	バー・スナックでも、たばこの対面販売（出張販売を含む。）を行っていることが必要となります。
25	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	たばこの出張販売を含むとは自動販売機の設置で可とする趣旨か。	出張販売を含むこととしていますが、対面販売を要件としているため、自販機だけによるたばこの販売は認められません。
26	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	たばこの自販機を設置する居酒屋は「喫煙目的施設」に該当するのであれば、社会通念に反するので、出張販売は含まないこととすべき。	
27	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	「設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）」ではなく、「設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を提供するものを除く。）」とすべき。	
28	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	主に主食を提供しない飲食店という定義が曖昧である。	「設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）」の詳細については、今後通知等でお示しする予定です。
29	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	「設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うもの」とは、風営法2条第13項第4号の「酒類提供飲食店営業」を指すか。	御指摘の「酒類提供飲食店営業」とは異なります。
30	ii 喫煙を主目的とするバー、スナック等	「設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を提供するものを除く。）」とあるが、誰がどのように判断するのか。	改正法の施行に係る業務は保健所が行うこととなりますが、運用の詳細については、今後お示しする予定です。
31	iii 店内で喫煙可能なたばこ販売店	「喫煙可能な」と言うのであれば、「たばこ販売店」という表現でいいのではないのか。	あくまで喫煙目的施設の要件であり、たばこ販売店そのものの要件ではないため、このように表現したものです。
32	iii 店内で喫煙可能なたばこ販売店	喫煙目的施設の要件について、たばこ販売店は無条件での施設としていただきたい。	たばこを販売している店であっても、たばこ以外の商品をより多く扱っているような店舗については、たばこ以外の商品を買う客が広く利用するものであり、喫煙目的施設にはそぐわないものであることから、一定の要件を満たしたものについて、店内で喫煙可能なたばこ販売店とする整理としています。

33	i ~ iii	喫煙目的施設については、たばこの煙がドアや戸や窓の開閉によっても流出しないよう、規定が必要。	喫煙目的室についても省令において煙の流出防止に係る技術的基準を規定しているところです。
34	i ~ iii	喫煙目的施設については、室外、屋外への灰皿の設置を不可とすることが必須。	屋外については法の規制の対象としていませんが、喫煙場所を設置する場合における配慮義務を設けており、灰皿等を設置する場合は、近隣や歩行者に受動喫煙が生じないように配慮していただくこととしています。
35	ii . iii	「たばこの対面販売」について、製造たばこ小売販売業の許可を受けたものに限定されるべき。	喫煙目的室設置施設の管理権原者が備えなければならない帳簿記載事項として、たばこ事業法に規定する製造たばこ小売販売業又は出張販売の許可の事項を求めているため、「たばこの対面販売」ができる者はこれらの許可を受けている者に限られます。
36	ii . iii	「たばこの対面販売をしていること」については具体的にどのようにすればよいのか。	
37	ii . iii	「たばこの販売をしていること」について、たばこ事業法上のたばこ小売販売営業許可又は出張販売許可を得て行うのみに限らず、サービスとしてバー、スナック等が買い置きとして提供することも認めてほしい。	たばこの販売には、たばこ事業法に規定する製造たばこ小売販売業又は出張販売の許可を得ていることが必要であることから、たばこを買い置きして提供している場合は認められません。
38	ii . iii	たばこの出張販売の形だけ作れば、全ての飲食店が喫煙店とできるため、「喫煙を主目的とする」ことを担保する条件を付けるべき。	たばこの対面販売の他、飲食営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行っていることを要件としています。
39	ii . iii	「出張販売」に関しては、委託販売等は許されず、名義人の直営店舗で行うか名義人に直接雇用されている者しか行えないということを明確に示すべきである。	改正法においては、ii, iiiの喫煙目的施設におけるたばこの販売は「対面販売」に限ることとしており、自動販売機による販売は含まれません。その上で、「出張販売」とは、たばこ事業法に規定される出張販売を指しているところです。
40	ii . iii	帳簿を備えることを要するとされているが、帳簿の管理・運用において事業者に過度な負担とならないようにしてほしい。	今後運用の参考にさせていただきます。
41	③適用除外	宿泊施設の個室が適用除外と整理されているが、事業者の多様性、自主性が尊重されるもので、業態に則してそれぞれが自由に選択できるべき。	法律上、規制の適用除外となるものですので、事業者の経営判断等により、喫煙・禁煙を選択していただくことができます。
42	③適用除外	鉄道等車両又は船舶の客室の場所については、煙の排気は不可能で漏れ出るため、除外とすべきではない。	改正法において、旅館・ホテルの客室についてはプライベートな居住場所であることを踏まえ、法の規制の適用除外としているところ、鉄道等車両や船舶の客室もこれらと同様であると言えることから、同様に適用除外としています。なお、火災防止等の観点から事業者の判断で、客室を禁煙とすることを妨げるものではありません。
43	③適用除外	寝台列車の個室は火災防止の観点から車内禁煙とすること。	
44	③適用除外	鉄道・船舶や宿泊施設の個室でも、室内の壁面等に有害物質が付着すると考えられることや、日によって喫煙者・非喫煙者が交互に利用する可能性があることを考えると、適用除外とすべきではない。	改正法において、旅館・ホテルの客室についてはプライベートな居住場所であることを踏まえ、法の規制の適用除外としているところ、鉄道等車両や船舶の客室もこれらと同様であると言えることから、同様に適用除外としています。事業者が経営判断として、客室を禁煙ルーム・喫煙ルームと分けることは妨げられませんが、同一の部屋を日によって禁煙・喫煙とすることは望ましくないといった留意事項を別途お示しする予定です。

45	③適用除外	適用除外となる場所についても、たばこ煙が室外に漏れ出ないような構造、排気が周りを汚染しないような清浄化装置などを義務づけるべき。	適用除外としている場所は、プライベートな居住場所であり法の規制がなじまないものであるため、そのような場所にたばこの煙の流出防止措置を義務づけることはしないこととしています。
46	③適用除外	宿泊施設の喫煙ができる客室には、火災を防ぐため、スプリンクラーの設置を義務づけること。	客室へのスプリンクラー設置義務は、消防法において別途規定されているものです。
47	③適用除外	飲食店の個室は規制対象外とすべき。（個室は客室面積から除外して考えるべき。）	望まない受動喫煙を防ぐ観点から、多数の者が使う場所は原則屋内禁煙とすることが必要であり、飲食店の個室、ホテルや旅館の宴会場は多数の者が使う場所でありプライベートな居住場所とはいえないことから規制の対象外とはしていません。
48	③適用除外	飲食店、ホテルや旅館の宴会場は規制対象外とすべき。	
(3) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令案について			
49	①特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所からの排気が、通路や建物内に流入・逆流しないことの確認・義務づけが必要。特に建物など密集地域では、それを配慮した設計が不可欠である。	特定屋外喫煙場所は、通常人が立ち入らない場所に設置することとしており、また喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じない場所に設置するべきという配慮義務も定めているところですが、御意見のようなことが生じない場所に設置するなどを留意事項としてお示しする予定です。
50	①特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所については、学生の来ない職員駐車場、道路、他施設や住宅から離れた場所など、外部の人に迷惑のかからないところとするべき。	
51	①特定屋外喫煙場所	面積要件や高さ要件、出入口の構造といったたばこの煙の流出防止基準、建物の入口からの距離制限、個室にして空気清浄機を設置するといった要件を定めるべき。	
			特定屋外喫煙場所の設置においては、施設の周囲の状況はそれぞれによって異なるものであるため、距離制限等の定量的な基準を設けることはせず、その設置の可否を含め管理権原者の御判断によってご対応いただくものと考えています。

52	①特定屋外喫煙場所	「施設の利用者が通常立ち入らない場所」となると関係者以外立入禁止の場所と言うことになり、喫煙所が設置されたとしても一般の人は利用できないことになる。「施設の利用者が通常使用する動線から離れた場所」とするべきである。	特定屋外喫煙場所は、公衆喫煙所とは異なり、施設の利用者を対象としたものです。「施設の利用者が通常立ち入らない場所」とは、施設の利用者が喫煙目的以外には通常立ち入らない場所ということです。関係者以外立入禁止の場所というものではありません。
53	①特定屋外喫煙場所	「施設の利用者が通常立ち入らない場所」とあるが、不便な場所に設置するのはいかなものか。	望まない受動喫煙を防ぐために必要な措置であると考えています。
54	①特定屋外喫煙場所	「施設の利用者が通常立ち入らない場所」との要件は抽象的過ぎる。区画を越えて喫煙した場合には違法となり過料の対象となることから、物理的に固定され、明確に区画されていないのではないのか。	特定屋外喫煙場所を区画することも要件の一つですので、喫煙できる場所は区画されることとなります。なお、区画方法の詳細は、通知等でお示しする予定です。
55	①特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所が「区画されていること」とあるが、物理的に壁などを設けて遮断する必要があるのか、またはラインを引くなどの区分ができていればよいのか。	区画方法の詳細は、通知等でお示しする予定です。
56	①特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所は利用者が通常立ち入らない場所なら、区画化はいらない。また「区画化」はパーティションで仕切る、白線などどこまで必要かわからないため、要件から外すべきである。	特定屋外喫煙場所は敷地内禁煙の施設に設けられるものであり、望まない受動喫煙を防ぐためには、どこが喫煙場所であることを明確することが必要であることから、喫煙場所を明確にするために区画することを求めています。なお、区画の方法等については今後お示しする予定です。
57	①特定屋外喫煙場所	ベランダや屋上、遮蔽されていない階段は特定屋外喫煙場所として適当か。また、窓を開放することで煙が屋内に流入する可能性のあるベランダについてはどうか。	特定屋外喫煙場所については省令でお示しする要件を満たすことが必要となります。なお、屋外・屋内の考え方については、今後通知等でお示しします。
58	①特定屋外喫煙場所	「特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置」がとられた場所に喫煙所を設置することができることだが、喫煙所を屋外に限定する理由は何か。	屋内に喫煙所を設けた場合、たばこの煙が流出し屋内に滞留すれば、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者の健康を保護することができないため、特定屋外喫煙場所の設置場所を屋外に限定しています。
59	①特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所について標識例を示してほしい。	モデル標識を通知等でお示しします。
②たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準			
60	i 風速要件	0.2m毎秒以上は不十分であり、国際基準に合わせるべき。	国際的な状況や国内の実情などを踏まえ、今回の法体系としたものです。
61	i 風速要件	風速0.2m毎秒はこれより速くすることはあっても遅くすることはあってはならない。	「風速0.2m毎秒以上」を要件としています。
62	i 風速要件	喫煙専用室も入口風速をとるとなると、排気設備の工事に莫大な費用がかかる。	たばこの煙の流出を防止するという観点からは、喫煙室の出入口において風速0.2m毎秒が必要であると考えています。喫煙室の設置に係る助成金等も用意していますので、ご活用いただき、対応をお願いします。また、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m毎秒以上を実現することも可能です。
63	i 風速要件	厚生労働省のこれまでの検討会等での考え方では、扉やドアを開放し、上中下の3点で気流0.2m毎秒以上とある。厚生労働省の考え方では、喫煙室・喫煙域の広さに関わらずおよそ扉1枚の面積2㎡に対して最低必要換気量は1440㎡メートル毎時と膨大になる計算で、施設管理者の方々には換気設備の初期投資および温熱環境維持のランニングコストなど多大な負荷がかかる。	

64	i 風速要件	神奈川県では「開口部がない」「開口部がある」で分けているが、今回の省令では開口部分がなくても0.2メートル毎秒の空気の流れが必要なのか。	開口部分がない場合であっても、扉を開けた場合に風速0.2m毎秒が必要です。
65	i 風速要件	出入口の数に制限は設けないのか。	出入口の数に制限は設けませんが、全ての出入口でたばこの煙の流出防止措置を講じることは必要です。
66	i 風速要件	風速要件は誰かが測りに来るのか。一般人はどうすれば把握できるのか。	原則、施設の管理権原者が要件を確認していただくこととなりますが、通常、喫煙室を設置する際、喫煙室設置の工事業者や、喫煙室メーカーにおいて測定業務を行うことが可能と考えます。
67	ii 区画要件	ドアや扉の開閉により、タバコ煙が禁煙区域に漏れ出ることもあると思うが、それをどう担保するのか。	
68	ii 区画要件	「区画」とは壁、天井で区画してあれば足るのか、あるいは扉をつけて独立している状態を指すのか。実際に扉がない場合は、0.2m毎秒以上の風速があっても、室外にほど近い場所で喫煙したり、区画された扉がないスペースの近くで喫煙するケースがあり、0.2m毎秒以上の風速があったとしても禁煙スペースに煙が流出するおそれがある。また、室内に向けた開放窓がある場合はどうか。	風速0.2m毎秒以上が維持されていれば、たばこの煙の流出は抑えられるため、扉の設置は必須ではありません。開放窓がある場合には、窓においても0.2m毎秒以上の風速が必要です。
69	ii 区画要件	喫煙席の入口に風が吹き出るエアカーテン的なものがありますが、今後もそれは認めてもらえるのか。	扉やドアを開放した状態で、風速0.2m毎秒以上の要件が確保されていれば、エアカーテンの設置も認められます。
70	ii 区画要件	区画とは具体的にどのような状態を指すのか。	入口部分を除き、天井から床までが壁で囲まれていることを指します。
71	ii 区画要件	「室内から外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されいること」とあるが、「等」とは具体的には何をさすのか。	扉や窓などを考えておりますが、詳細は追ってお示しいたします。
72	ii 区画要件	仕切りを設けた程度の煙では空気の流れは止められず禁煙席まで漂ってくる。	「区画」の方法として、仕切りのようなものではなく、天井から床までが隙間なく壁で囲まれていることを求めています。また、区画のみでなく風速や屋外排気を併せて定めており、これらによりたばこの煙の流出防止が図られるものと考えています。
73	ii 区画要件	喫煙室の設置において、壁で仕切るだけでも高額な費用が発生する。	喫煙室の設置に必要な助成金の制度等を用意していますので、それらを活用いただき、ご対応をお願いいたします。

74	ii 区画要件	「たばこの煙（蒸気を含む）及び含有される有害物質が、喫煙専用室内から室外に一切流出しないよう、壁、天井等によって完全に区画されていること」とし、技術的基準を満たせず、有害物質が漏れるようなものは設置させるべきではなく、それが出来ないならば全面禁煙とすることを義務付けるべき。	屋内で喫煙可能な喫煙室については、たばこの煙の流出防止のための技術的基準を設け、基準を満たしたものに限定することとしています。改正法の完全施行後は、基準を満たさない喫煙室を継続することはできません。
75	ii 区画要件	「たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう」と記載されているのはなぜか。	たばこの煙が漏れ出ないよう、適切に区画されている必要があることを明確に示すためのものです。
76	ii 区画要件	神奈川県では「仕切り」としているが、「仕切り」と「区画」では何が違うのか。	改正法における「区画」については、単にパーティションがおかれているだけといったものは認められませんが、たばこの煙が流出しないように喫煙室と非喫煙スペースが適切に壁、天井等で分けられていることが必要です。
77	iii 排気要件	地下店舗やテナント店舗などにおいて、既存の建物の壁や天井を貫通してのダクト工事が難しい場合に、一定の機能を持った清浄機等によりフィルターを通して屋内に循環させる方式を認めてほしい。できる限り最小の工事で、期間や金額も抑えられるようにしてほしい。	管理権原者の責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な場合においては、喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、通常の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする経過措置を設けることとしています。必要な措置の内容の詳細につきましては、通知等でお示しいたします。
78	iii 排気要件	外部排気とはどのような状態を指すのか。	喫煙専用室等が旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶の内部に設置されている場合に、排気する場所を「外部」としています。
79	iii 排気要件	区画要件で「同じ建物内の喫煙室の外側」に流失しないように区画されていることを考えると、排気においては「屋外」以外に想定できないのであって「又は外部」を削除すべき。	
80	iii 排気要件	禁煙フロアではなく、天井裏があるような場合は天井裏に排気することも可能か。	天井裏に煙が溜まらないように、屋外へ排出する必要があります。

81	iii 排気要件	セントラル空調のビルだとどうなるか。空気清浄していても屋外に排気されていないため不可か。	喫煙室からの排気は、屋外排気が必要です。施設の管理権原者の責めに帰さない事由により屋外排気が難しい場合は、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、通常の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする経過措置を設けることとしています。必要な措置の内容の詳細につきましては、通知でお示しいたします。
82	iii 排気要件	喫煙所からの排気については、フィルターを通し、有害物質を除去してから排出すべきではないか。	屋内の非喫煙スペースでの望まない受動喫煙を防ぐためには、屋外排気が必要です。人通りのない方向に排出するなど、周囲への配慮を求めることは留意事項としてお示しする予定です。
83	iii 排気要件	屋外排気については、周囲を汚染しないよう、義務を課すべき。（周辺の建物より3メートル以上高い位置など。）	
84	iii 排気要件	外気排気は周辺に迷惑を掛ける。タバコを吸っているエリア内で全て処理すべき。	
85	iii 排気要件	喫煙専用室等から屋外・外部への排気が、通路や建物内に流入・逆流しないことの確認・義務づけが必要。特に建物など密集地域では、それを配慮した設計が不可欠である。	
86	iii 排気要件	屋外への排気は不要としてほしい。	
87	iii 排気要件	会社内に脱臭機とエアカーテンで対応している喫煙所がある。換気扇の追加は難しいので、現状の対応で引き続き利用させてほしい。	
88	iii 排気要件	施設に応じた技術的基準を認めてほしい。	
89	i ~ iii 技術的基準全体	喫煙専用室に求める基準が厳しい。同時期に複数の店舗で工事の受注がかかった場合、工事業者がそれに対応することができるのか。見通しのつかないレベルで休業となってしまった場合どのような対応を国はとるのか。	
90	i ~ iii 技術的基準全体	たばこの流出防止にかかる技術的基準については、あまり厳格にし過ぎると高額な投資が必要になるので、ある程度緩和してもらいたい。	望まない受動喫煙を防ぐためには必要な措置と考えています。喫煙室設置の際の助成金等も用意していますので、それらの活用もご検討ください。
91	i ~ iii 技術的基準全体	建物内の喫煙所の設置方法について、目安を設けてほしい。	喫煙室の技術的基準は省令でお示ししたとおりですが、詳細については留意事項等で追ってお示しする予定です。

92	i ~ iii 技術的基準 全体	示されている基準すべてを守らないと罰則の対象となるのか。あるいはいずれか一つのみでいいのか。	お示ししている i ~ iii の技術的基準については、全てを満たしていただく必要があります。
93	i ~ iii 技術的基準 全体	屋外の客席（テラス席等）は、今回の技術的基準の対象外か。	どのような場所が屋外に該当するかは今後お示ししますが、テラス席等についても一定の場合には改正法における屋外に該当しない場合があります。
94	i ~ iii 技術的基準 全体	「たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）」とあるが、この「蒸気」は何から発生するものか。	たばこから発生するものです。
95	i ~ iii 技術的基準 全体	保健所等の公的機関が実地確認すること。また、そのための人的・財政的措置を講じること。	改正法において、喫煙専用室等が技術的基準に適合しなくなった場合には、都道府県知事等より指導、助言、勧告等を行うことができると規定しておりますが、全ての喫煙専用室等について事前の確認をすることは予定していません。 なお、改正法の施行に係る業務に対する保健所の体制整備については、地方財政措置を講じる予定です。
96	i ~ iii 技術的基準 全体	喫煙専用室等を設置する場合の技術的基準に適合しているか否かの判断はどのように行われるのか。また、基準に適合しているかの定期的な判定も求められるのか。	まずは管理権原者において、当該基準を満たした喫煙専用室等を設置していただく必要があり、満たしていないおそれがある場合等には保健所が確認等を行うことがあります。また、喫煙専用室等の設置後も、構造及び設備を技術的基準に適合するように維持させることが必要です。
97	i ~ iii 技術的基準 全体	神奈川県条例以上の基準を求めることは、過度な基準ではないか。	たばこの煙の流出防止をはかるためには、今回の基準が必要だと考えています。
98	i ~ iii 技術的基準 全体	壁や天井などで区画することが行われていれば、それ以外の基準は不要で、過度な基準ではないか。	出入口（開口面）からのたばこの煙の流出を防ぐためには、区画のみではなく、風速要件と屋外排気も併せて必要と考えています。
99	i ~ iii 技術的基準 全体	喫煙目的施設については0.2メートル毎秒の気流は関係がないということか。	喫煙目的室についても、風速0.2m毎秒以上が必要となります。なお、喫煙目的施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができる場所とし、かつ当該喫煙目的施設の室外の場所が屋外に当たる場合には、風速要件は不要となりますが、その場合においても、望まない受動喫煙を防止するための措置として、扉等により喫煙目的施設とそれ以外の場所を隔てる措置を講じることが望ましいと考えています。

100	i ~ iii 技術的基準 全体	「壁面の50%以上をタバコの依存性及び有害性の警告表示とする事、タバコ及び喫煙器具の広告がない事」を要件としてほしい。	御指摘の内容は、技術的な要件には当たらず、技術的基準としてなじまないと考えます。
101	i ~ iii 技術的基準 全体	「禁煙部分を經由せず、直接屋外に繋がる換気系統を持つ事」を要件としてほしい。	喫煙専用室等におけるたばこ煙の流出防止にかかる技術的基準では、一部の経過措置を除き、たばこの煙が屋外又は外部に排気されていることとしています。これは、喫煙専用室等からの排気を直接屋外に排出することを想定しています。
102	i ~ iii 技術的基準 全体	禁煙区域における環境タバコ煙による空気環境の測定を義務づけるよう要望する。	今回は喫煙室の技術的基準を定めるものであるため、禁煙区域における環境確認までは求めないこととしています。
103	i ~ iii 技術的基準 全体	煙が漏れ出ていないことを確認するために、デジタル粉塵計は感度が低いので、PM2.5モニターで計測し、確認することを義務づけることが必要。	喫煙室の入口における風速を要件としているため、喫煙場所での環境確認までは求めないこととしています。
104	i ~ iii 技術的基準 全体	排気システムが停電や故障で止まったり、不具合になったときには、事業者には、喫煙専用室等の使用中止を直ちにすよう、義務づけの規定が必要。停電や故障で止まったときのアラーム設置を義務とすべきである。	運用の詳細については、今後お示しします。
105	i ~ iii 技術的基準 全体	飲食店の室内空気環境については建築物衛生管理基準をクリアしているかが問題になるべきであって喫煙可か禁煙かが問題ではない。	改正法では「望まない受動喫煙」をなくすことを目的としているため、喫煙エリアと禁煙エリアを区画し、喫煙エリアから禁煙エリアへのたばこの煙の流出防止措置を講ずることとしています。喫煙室内の室内空気環境についての基準は要件とはしておりません。
106	i ~ iii 技術的基準 全体	煙の目に見える部分を除去あるいは封じ込めをしたとしても、それはタールや煤塵を処理したことにしかならず人体に有害である成分（アルデヒド類など）を処理している訳ではない。 目に見える白煙は除去出来ているが臭いが除去できていないといった場合、有害成分は除去出来ていないということになるのではないか。	たばこの煙は、粒子状成分だけでなく、ガス状成分も含まれています。これら両者を考慮した上でたばこの煙の流出防止のための技術的基準を設定しております。この基準が守られていくことが重要と考えています。
107	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙について、エレベーター、階段等からの禁煙エリアや階への煙の漏れ・流入や、空調システムでにより禁煙エリアや階への煙の漏れ・流入がありうるが、どう対処するのか。フロア分煙を認めるべきではない。	たばこの煙の流出を防止するため、壁や天井、扉で区画することが必要です。また、通知等においても留意事項をお示しする予定です。これらの措置により、喫煙階から禁煙階への煙の流入は抑えられると考えています。
108	※1 禁煙階と喫煙階	階段やエレベーターホールとの間に壁等を設けることとした上で、気流等の構造基準が同様に適用されることを明記するべきである。又は、当該喫煙階につながる階段やエレベーター等への20歳未満の者の立入を禁止すべきである。	
109	※1 禁煙階と喫煙階	喫煙階と禁煙階を分けた場合であっても、風速要件と屋外排気の要件を満たすことと、通常は密閉して使用されることを明記するべき。又は、「上記基準に代えて」のところ、「上記基準のうち区画要件に代えて」と明記してほしい。	

110	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙を可としているが、厚生科学審議会でもフロア分煙を実測したことはないとしており、容認する根拠に欠けるのではないか。	専門委員会での指摘も受け、禁煙階と喫煙階を分ける措置を行う場合においても、たばこの煙の流出を防止するため、壁や天井、扉で区画することを求めています。
111	※1 禁煙階と喫煙階	喫煙階は陰圧、禁煙階は陽圧とし、空調系統も分離すること。	壁や天井、扉で喫煙階と禁煙階が区分されていれば、たばこの煙の流出は相当程度防止できると考えられることから、圧力差や空調系統の分離までは求めないこととしています。
112	※1 禁煙階と喫煙階	たばこの煙は上昇傾向にあるため、喫煙階は必ず最上階にすべきである。	喫煙階を上、禁煙階を下にすることを想定していますが、建物の構造や種類は様々なため、御意見の要件までは求めないことにしています。
113	※1 禁煙階と喫煙階	喫煙階の上階がすべて喫煙階で、禁煙・分煙の施設が一切ないことを条件とすべきである。	
114	※1 禁煙階と喫煙階	トイレなどは禁煙階に必置とし、共有設備は、禁煙区域や禁煙階のみに設置すべきである。	禁煙階の利用者が喫煙階に立ち入ることなく施設の通常のサービスを受けることができるよう、運用において周知してまいります。
115	※1 禁煙階と喫煙階	一般の事業所やパチンコ店など、飲食を伴わない業種の施設では、非常に広いエリアが喫煙フリーになる可能性があり、健康増進に繋がらない。	紙巻たばこについては、喫煙専用室内でのみ喫煙可能となるものであり、当該喫煙専用室において執務やパチンコなどの行為をすることはできないため、広いエリアが喫煙フリーになるものではありません。
116	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙では、従業員は何時間も喫煙環境にいることとなるため、看過できない。	従業員の受動喫煙対策については、事業者が講ずるべき取組み等について今後ガイドラインにおいてお示しする予定です。
117	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙では、設備基準は不要ではないか。	上階と下階が吹き抜けの縦穴でつながっている場合などでは、施設の環境や状況により、喫煙階のたばこの煙が禁煙階に流れ込むこともあります。このため、喫煙階と禁煙階が、壁や天井、扉で区画されることは必要としています。
118	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙では、喫煙階と禁煙階が、壁や天井、扉で区画されていることの他には、設備基準は不要ということか。	そのとおりです。
119	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙では、上の階を喫煙可とすれば、問題ないということか。	そのとおりです。但し、壁や天井、扉で区画することは必要です。
120	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙ではエレベーターによる行き来のみが許され、階段での行き来は不可となるのか。	階段での行き来も可能ですが、喫煙階が適切に区画されていることが必要となります。
121	※1 禁煙階と喫煙階	禁煙階では20歳未満の従業員も働いていいということか。	そのとおりです。
122	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙の取扱いの全体に関して、誰が見ても分かりやすいマニュアルが必要。	追ってお示しする予定です。

123	※1 禁煙階と喫煙階	フロア分煙が認められたことは非常に喜ばしいが、加熱式たばこだけではなく、たばこ全般で検討されたい。	紙巻たばこは喫煙専用室でのみ喫煙可能であるところ、例えば1階と2階に分けて、2階部分を喫煙専用室とすることも可能です。ただし、喫煙専用室は「専ら喫煙」をすることができる場所であるため、喫煙以外の行為はできません。
124	※1 禁煙階と喫煙階	1階層の施設であっても、壁等で仕切る事で、複数階の施設と同じ施策が可能と考える。	1階層の場合は、たばこの煙が滞留し、他の部屋に流出するおそれがあることから、喫煙室の出入口からたばこの煙の流出が生じないよう、風速要件等を満たしたたばこの煙の流出防止措置を講じる必要があるものと考えています。
125	※2 既存特定飲食提供施設における基準	天井、床、壁の間は隙間なく閉塞するものとすべき。	御意見を参考に、詳細については今後通知等でお示しする予定です。
126	※2 既存特定飲食提供施設における基準	「店舗の全体の場所を喫煙可能室とする場合」について、店全体でたばこを吸うことができるのに、何を「壁、天井等によって区画」するのか。	店舗が店舗以外の場所と区画されていることを指します。
127	※2 既存特定飲食提供施設における基準	店舗全体を喫煙可能室とする場合においても、テナントビルの廊下のような共用の部分や周辺の公共の場所への煙の漏出を防止するため、気流や排気に関する構造基準を適用すべきである。	経営規模の小さい事業者に対する事業継続への影響を考慮したものであるため、風速要件までを求めるものではありません。
128	※2 既存特定飲食提供施設における基準	小規模飲食店については、店の入り口の気流が0.2メートル毎秒を満たしていれば、店全体を喫煙しながら食事できる場所とできるということか。	改正法に定める既存特定飲食提供施設の要件（客席面積100平方メートル以下かつ資本金の額又は出資の総額が5000万円以下等）を満たしていれば、屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができる場所とする場合には、区画についての要件のみを求めています。なお、自主的に風速要件を満たしていただくことを妨げるものではありません。
129	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	喫煙専用室と喫煙可能室の基準が同じである理由は何か。	たばこの煙の流出を防止するため、同様の基準が必要です。ただし、経営規模の小さな既存の飲食店が施設の全部の場所を喫煙可能とする場合には、壁、天井等による区画を要件としています。
130	※3 既存建築物等における経過措置	管理権原者の責めに帰することができない理由とは、具体的にどういった場合か。遵法上屋外排気口などを新設することで違法建築物になる場合や、耐震基準に抵触するなどの法令上の問題が生じる場合も含むか。	詳細の内容については、通知等でお示ししますが、他法令に抵触することを容認するものではありません。
131	※3 既存建築物等における経過措置	施行時点で既に存在している建物等に対する経過措置ではなく、全ての建物等に対する特例措置とすべきである。「施行時点で既に存在している建物等であって」を削除し、「一定の経過措置を設ける」を「一定の措置を設ける」に修正するべきである。	改正法の施行後に建てられる建物については、法規制の内容を踏まえた対応を行うことが可能であるため、対象外としています。

132	※3 既存建築物等における経過措置	技術的基準に経過措置を設けることは、望まない受動喫煙を生じさせるため、法の趣旨に反するのではないか。（反対）	管理権原者の責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な施設があることを踏まえ、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設けたものです。技術的基準の経過措置を利用した場合であっても、本来の技術的基準による措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止する効果のあるもののみを認めることとしているため、法の趣旨に反するものではありません。
133	※3 既存建築物等における経過措置	既存建築物等における経過措置においても、通常は密閉して使用されることを明記すべき。あるいは、「壁、天井、扉、等によって区画されていること」などと「扉」を加えるべき。	詳細の内容については通知等でお示しします。
134	※3 既存建築物等における経過措置	「一定の経過措置」とは具体的に何か。	
135	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	紙巻たばこと加熱式たばこの煙、受動喫煙の害については差異がある。紙巻たばこと加熱式たばこを同等に扱えば、壁やダクト、仕切り等の設置が不可欠となり、膨大な経済的負担が強えられるため、紙巻たばこは別の規制（加熱式たばこ専用喫煙室における風速基準は不要とする、風速基準は0.1m毎秒以上や0.05m毎秒以上とする、標識の掲示のみで喫煙可とする、個室であること、フロア分煙であることを求めるのみとする、扉で区画されている部屋であれば良いとする等）とすべきである。	加熱式たばこについては、たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないものの、主流煙中にニコチンや発がん性物質が含まれてることは明らかとなっていることから、紙巻たばこは異なる規制として、加熱式たばこ専用喫煙室では飲食等とともに喫煙できる取扱いとしたところ。一方で、望まない受動喫煙を防止する観点から、加熱式たばこ専用喫煙室においても室外へのたばこの煙の流出防止措置を講じることが必要であり、省令で定める技術的基準を満たしていただく必要があります。
136	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	カラオケボックスの個室には扉があり、既存の排気があり、扉もあるため、現状のままで加熱式たばこ専用喫煙室として認めてほしい。	これまでの科学的知見では、「風速0.2m/秒以上」であれば、たばこの煙の流出防止を防ぐことができるとされており、これを踏まえて、省令において基準を定めています。望まない受動喫煙を防ぐためには、上記風速要件に加え、区画要件、排気要件を全て満たしていただくことが、必要な措置と考えています。
137	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	加熱式たばこの喫煙室について、附帯決議に「最新の科学的知見に基づいた基準を定めること」とあるが、どのような科学的知見によって、紙巻たばこの喫煙室と加熱式たばこの喫煙室の基準を同じにしたのか。	加熱式たばこの煙に対しても、「風速0.2m毎秒以上」であれば、たばこの煙の流出を防ぐことができるとされているところであり、これが最新の科学的知見であると考えています。
138	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	参議院の附帯決議も踏まえ、加熱式たばこの技術的基準を定めるにあたっては、加熱式たばこを使用した調査結果に基づいて検討を行うべきであり、現段階で基準を定めることは公平性に欠ける。	

139	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	加熱式たばこの取扱いについては、健康影響が明確ではない以上緩いものとするべきではなく、紙巻たばこと同様にしてほしい。	これまでの科学的知見では、「風速0.2m毎秒以上」であれば、たばこの煙の流出防止を防ぐことができるかとされており、これを踏まえて、省令において基準を定めています。
140	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	害の有無が科学的に判定されるまでの暫定的な措置として、「加熱式たばこは従来のたばこと同様のものとして取り扱う」という一文を加えることを提案する。	加熱式たばこの扱いについては、法律において、加熱式たばこ専用の喫煙室では紙巻たばこは異なり、飲食等をしつつ喫煙可としているところですが、たばこの煙の流出防止基準については、これまでの科学的知見を踏まえて、省令において基準を定めています。
141	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	たばこの煙（蒸気を含む。）とあるが、加熱式たばこから出る「蒸気」は「たばこの煙」と同じに扱うべきものなのか。	加熱式たばこ専用喫煙室では、喫煙以外の行為を行うことができるという点で、扱いが異なっています。
142	加熱式たばこに係る煙の流出防止基準	各自治体とスタンスを統一してほしい。	改正法は、全国統一的な最低限の規制を設定するものであることから、条例において法律よりも緩い規制を設けることは、改正法の目的や効果を阻害することになり認められませんが、条例において、法律よりも厳しい規制を設けることを妨げるものではありません。引き続き、各自治体とも連携をしながら受動喫煙対策を進めていきたいと考えています。
143	その他	喫煙者の呼出息にはタバコ煙が含まれ、禁煙エリアに出てくることにより、タバコ煙による受動喫煙が発生するため、喫煙エリアにはタバコ煙のない前室を設け、数分間はそこに留まり、呼出息にタバコ煙が含まれなくなることが望まれる。	喫煙者の呼出煙により、周りの方の健康への悪影響が生じるかは明らかになっていないことから、改正法においては、御意見の内容までは求めないこととしています。
144	その他	時間分煙を認めるべきである。	改正法においては、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙可能な場所を特定した上で、それ以外の場所では禁煙となることを基本的な考え方としております。 このため、原則屋内禁煙とされている施設において、禁煙とされている場所において時間によって喫煙を可能とするいわゆる時間分煙を行うことは、様々な店舗の形態や構造がある中で、望まない受動喫煙を防ぐための基準の策定が困難であり、これは認められません。
145	その他	従業員の解雇を避けるためにも、禁煙時間帯では20歳未満の者の立入を認めていただきたい。	時間分煙については、どのくらいの時間が経過すれば煙が無害化するかがわからないため、認められません。よって禁煙時間帯においても20歳未満の者の立入はできないこととしています。
146	その他	時間分煙の場合、禁煙時間でも20歳の人は雇えないのか。	20歳未満の者は立入禁止ですが、20歳の者は立入が可能です。

147	その他	喫煙室の設置スペースを確保するだけでも困難を要する。	喫煙専用室等については、面積に関する要件はありませんので、施設の実態に応じて設置の検討をしていただくものと考えています。なお、既存の小規模の飲食店について、喫煙専用室を設置しなくても、標識の掲示等により店舗内を喫煙可能な場所とすることができる経過措置を設けています。
148	その他	喫煙室の設置は、営業面積の縮小により売上げ減少になりかねない。	
149	その他	「これなら営業できる」という最低ラインを設けた方が、違反を防ぎやすい。	望まない受動喫煙を防ぐという法の趣旨を踏まえると、お示ししている基準を守っていただくことが最低限必要なものであると考えています。
150	その他	現有の駅、空港、鉄道車両、船舶等の喫煙専用室は、煙が多く漏れ出ている。航空機と同じ禁煙指定が必要である。	改正法の施行により、喫煙専用室を設ける際にはたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準を満たさなければならなくなります。
151	その他	店内で喫煙可能なたばこ販売店に設置される喫煙室について、煙が店外に出ないように基準を設け、罰則も設けてほしい。	改正法の施行により、店内で喫煙可能なたばこ販売店に設置される喫煙目的室についても、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準を満たさなければならないこととなります。また、当該基準を満たしていない場合は、都道府県知事等による指導・勧告がなされることとなります。
152	③標識	「容易に識別できる」の識別の主体とは誰か。	施設を利用する者を指します。
153	③標識	入室することによる健康被害の可能性やたばこの害について、標識に記載すべき。	標識は当該室が喫煙をすることができる場所である旨を示すものであるため、簡潔なものにするべきと考えています。受動喫煙による健康被害等の情報については、別途リーフレット等においてお示ししていきます。
154	③標識	禁煙となっている飲食店等には、「禁煙」の掲示がされるべきではないか。	禁煙場所に禁煙の標識を掲示することは法律事項ではありませんが、禁煙の標識についてもモデル標識をお示しし、ご活用いただけるようにする予定です。
155	③標識	標識には認可・登録番号を付すなどにより行政で管理すべき。	標識については、基準に適合した喫煙専用室等を設置した上で、施設の管理権原者ご自身で掲示していただくものと考えています。
156	③標識	標識について、大きさや掲示位置、色を定めるべき。また、これに従わなかった場合の罰則を設ける必要がある。	

157	③標識	標識は、在日外国人や海外からのお客様にも容易に識別できるよう、基本的に全国统一のものであることが望ましい。	施設によって、標識の掲示場所の構造や形状などが様々であるため、特定の大きさや掲示位置を要件をすることは考えていませんが、容易に識別できるように求めることとしています。また、モデル的な標識をお示しすることにより、全国で活用いただけるものとなっています。
158	③標識	今まで独自に作成し使用してきているステッカーは認められるのか。	標識の掲示は法律において義務となっており、この際、必ずしもモデル標識をそのまま利用することを求めるものではありませんが、法律で規定する記載事項を示す標識であることが必要となります。
159	③標識	標識については、ある程度自由な形式であることを望む。	
160	③標識	標識の掲示は必須か。小規模飲食店でスペースがない場合や、喫煙専用室が施設の端にあるような場合であっても出入口に掲示しなければならないのか。	出入口のわかりやすいところに掲示していただく必要がありますが、詳細な運用は追ってお示しします。
161	③標識	壁の素材上ステッカー貼付ができない場合、どのような対応が必要になるのか。貼付されていない場合、義務違反となって、罰則が適用されるのか。	
162	③標識	入口の内部、帳場等のお客様が認識できる場所に貼付することは認められるか。	
163	③標識	中国語等の外国語による文言標記例を追加提示していただきたい。	日本語、英語以外の言語による表記を含め、今後モデルをお示しし、ご活用いただけるようにする予定です。
164	③標識	20歳未満の者の立入禁止は全類型に共通であるため、表示は小さくてもよく、人の図も不要である。	標識のサイズ等については、標識の掲示場所の構造や形状などが様々であるため、特定の大きさや掲示位置を要件をすることは考えていませんが、容易に識別できるように求めることとしています。人の図については、人の図がなければ、20歳未満の者の喫煙が禁止されていることとの混同のおそれがあると考えています。

165	③標識	標識について、各施設や店舗への配布、自治体へ一定数を配布する、保健所にステッカーを用意し、取りに行くような仕組みを作る等、対象となる施設や店舗へ確実に配布されるような仕組みづくりをお願いしたい。	配布方法については、ホームページでの公表を含め検討し、今後お示しいたします。
166	④喫煙目的室設置施設において保存が必要な帳簿の記載事項	帳簿について、何をどのようにすればよいのか。簡易な書類としてほしい。	たばこ事業法上の製造たばこ小売販売業の許可又は出張販売の許可を得ていることがわかる書類を保存していただくこととなりますが、詳細は追ってお示しします。
167	④喫煙目的室設置施設において保存が必要な帳簿の記載事項	帳簿に記載する事項には、たばこ事業法上のたばこ小売販売業の許可取得に係る事項を必須とするのはやめてほしい。	喫煙目的施設が政令で定める要件を満たしていることを、都道府県知事等が外形的に確認するための手段として、当該要件に係る帳簿を備え、これを保存することを求めているところです。この点、たばこの対面販売（出張販売を含む。）の要件を満たしているかを確認するためには、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報を備えていただく必要があると考えています。
168	⑤喫煙可能室設置施設において保存が必要な書類	喫煙可能室の管理権原者が備えなければならない書類（床面積資料、資本金資料）については、公的機関が確認し、違反した場合は喫煙可能室の設置を認めず、罰則を科すべきである。	法律において、喫煙可能室設置施設の要件に該当することを示す書類の保存義務を設けているところであり、都道府県知事等が実地検査等で確認する際に不備等があれば指導等の対象となることとしていますので、事前に公的機関が確認することまでは求めないこととしています。
169	⑤喫煙可能室設置施設において保存が必要な書類	喫煙可能室設置施設者が自分の会社なり店の資本金の額又は出資の総額に係る資料を備えなければならないとなっているが、健康増進法とは大きく懸け離れたものであり、管理権原者の手間を煩雑化するだけで、必要性がまったく無い。	法律において、喫煙可能室設置施設の要件に該当することを示す書類の保存を求めているところであり、ある施設が喫煙可能室設置施設であるかどうかを都道府県知事等が確認するためには必要な事項であると考えています。
170	⑥届出	経過措置対象となる飲食店の届出は義務とすべき。また、届け出られた飲食店はネットで公開することがよい。	届出の規定については、保健所が既存特定飲食提供施設の経過措置を利用している店舗を把握するため、また、円滑に事務を行うために設けているところであるため、義務とすることまでは求めていません。同様の理由から、届出の内容をネット上で公開することまでは求めていません。
171	⑥届出	許可制とするべき。	法律において、書類には保存義務を設けているところであり、保健所が実地検査等で確認する際に不備等があれば指導等の対象となることとしていますので、業務負担の観点からも、事前に公的機関が確認することを前提とする許可制はとらないこととしています。

172	⑥届出	施設の改装や増改築等を行う場合は、届出を義務づけ、受動喫煙防止措置が継続して講じられていることを義務づけるべき。また、飲食店営業許可の更新の際に受動喫煙防止措置を更新の条件とするべき。	既存特定飲食提供施設の経過措置を利用するための要件又は喫煙可能室の技術的要件を満たさないことが把握された場合には、都道府県知事等によって指導等が行われることとしていることから、改装や増改築の際に新たに届出を求めることは予定していません。なお、喫煙可能室設置施設の届出事項に変更があった場合には、変更に係る届出を求めることとしています。 また、飲食店営業許可のための要件と、既存特定飲食提供施設の経過措置を利用するための要件及び喫煙可能室の技術的要件は別個のものであるため、飲食店営業許可の更新の際に受動喫煙防止措置を条件とすることまでを求めるものとはしておりません。
173	⑥届出	届け出ない場合のペナルティを設けるべきである。	罰則は求めませんが、既存特定飲食提供施設の経過措置を利用している店舗を把握するために、届け出いただくものです。
174	⑥届出	喫煙可能室設置施設の届出制は、義務ではないため、全ての喫煙可能室設置施設が届出をすることはなく、中途半端であるので行政コストにも鑑み、廃止すべきである。	既存特定飲食提供施設の経過措置を利用している店舗を把握するため、また、保健所が円滑に事務を行うために必要と考えています。
175	⑥届出	都道府県知事に、喫煙可能室設置施設の名称及び所在地の届出をする必要は無い。設置権原者の手続き等を煩雑化するだけ。	
176	⑥届出	「当該届出をしない限り、喫煙可能室設置施設に該当しないというものではない」とあるが、何のために届出をさせるのか。	
177	⑥届出	「当該届出をしない限り、喫煙可能室設置施設に該当しないというものではない」とあるが、届出をしない場合でも喫煙可能室設置施設に該当することがある（該当すると認めることがある）と解釈されるが、どのような場合がこれに該当するか。	改正法に定める既存特定飲食提供施設の要件（客席面積100平方メートル以下かつ資本金の額又は出資の総額が5000万円以下等）を満たしていれば、喫煙可能室を設置することができます。既存特定飲食提供施設の経過措置を利用している店舗について保健所において把握されている必要があると考え、届出の規定を置いているところです。
178	⑥届出	喫煙可能室にのみ届出を求める理由は何か。	改正法において、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、喫煙可能室の設置を認める経過措置を講じているところです。一方、既存特定飲食提供施設の経過措置を利用している店舗については、保健所において把握されている必要があると考え、届出の規定を置いているところです。
179	⑥届出	届出には、構造基準を満たしている旨を確認できる資料を添付させるべきである。	既存特定飲食提供施設の規定を利用する施設を把握する観点から届出を求めるものであるため、このような資料の添付までは求めません。
180	⑥届出	届出手続はなるべく簡略なものにしてもらいたい。	様式を別にお示しします。
181	⑥届出	「当該届出は、この省令の施行前においても行うことができる」とあるが、その制度的根拠は何か。	省令となります。
182	⑥届出	届出制とした場合、地方自治体では一時的に人的な体制を整える等の対応が必要となるので、財政措置等必要な措置を講じられたい。	改正法の施行に係る業務に対する保健所の体制整備については、地方財政措置を講じる予定です。
183	⑥届出	喫煙可能室設置施設の届出受理など受付対応をするための職員増員に向け、体制整備が必要。	

184	その他	第3条新法第35条第8項、改正法附則第2条第4項、改正法附則第3条第2項に規定する厚生労働省令の内容が記載されていないが、どのような内容となるのか。	法律の規定と同旨であるため掲載していませんが、広告又は宣伝をするときは「明瞭かつ正確に表示する」ものとしています。
185	その他	省令の内容について、事業者や一般の方にもそれぞれわかりやすいよう、ポスターやマニュアルを作ってほしい。	今後リーフレット等を作成し、お示しする予定です。
(4) 大臣が定める指定たばこ(案)について			
186	-	加熱式たばこは燃焼による副流煙が発生せず、周囲の受動喫煙の影響を与えないため他人の健康を損なう恐れが明らかでないものと周知されていたにも関わらず「たばこ」として指定されており、納得できない。	指定たばこは「たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」であり、これに該当するものとして加熱式たばこを指定するものです。
187	-	「たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」は「たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがないことが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」と修正すべきである。	法律において、「たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」と規定しており、この文言を用いたものです。
188	-	電子たばこは規制の対象とならないのか。	たばこ事業法の製造たばこに含まれないいわゆる電子たばこは、改正法及びその施行にかかる政省令・告示における規制の対象外です。
189	-	加熱式たばこの種類によって取扱いを異にし、規制対象外とできるような仕組み作りとするべき。	現時点では全ての加熱式たばこについて健康影響が明らかではないことを踏まえた措置としていますが、今後引き続き研究を進めてまいります。